

豊明市地域安全ステーションの設置等に関する条例（平成27年豊明市条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（設置）</p> <p>第2条 犯罪の防止及び交通安全対策を地域と連携して行い、住民の防犯及び交通安全意識の高揚を図ることにより、安心して安全なまちづくりを推進するため、ステーションを<u>次</u>のとおり設置する。</p> <p><u>(1)</u> 名称 豊明市南部地区安全ステーションさかえ</p> <p><u>(2)</u> 位置 豊明市新栄町二丁目374番地</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>（設置）</p> <p>第2条 犯罪の防止及び交通安全対策を地域と連携して行い、住民の防犯及び交通安全意識の高揚を図ることにより、安心して安全なまちづくりを推進するため、ステーションを<u>別表</u>のとおり設置する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>別表（第2条関係）</u></p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

改正後（案）

名称	位置
豊明市南部地区安全ステーションさかえ	豊明市新栄町二丁目374番地
豊明市北部地区安全ステーションちよくし	豊明市沓掛町小廻間16番地14

豊明市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成22年豊明市条例第20号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;"><u>豊明市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、<u>豊明市長の</u> _____選挙における同条第1項第6号のビラの作成の公営に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（ビラの作成の公営）</p> <p>第2条 <u>豊明市長の</u> _____選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、第5条に定める額の範囲内で、前条のビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により豊明市（以下「市」という。）に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>（ビラの公費の支払）</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円30銭</u>を超える場合には、<u>7円30銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者からの申請に基づき、委員会が、法第142条</p>	<p style="text-align: center;"><u>豊明市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、<u>豊明市の議会の議員及び長の</u>選挙における同条第1項第6号のビラの作成の公営に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（ビラの作成の公営）</p> <p>第2条 <u>豊明市の議会の議員及び長の</u>選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、第5条に定める額の範囲内で、前条のビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により豊明市（以下「市」という。）に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>（ビラの公費の支払）</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者からの申請に基づき、委員会が、法第142条</p>

第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることを確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、7円30銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数) を乗じて得た額とする。

第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることを確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数) を乗じて得た額とする。

豊明市遺児手当支給条例（平成4年豊明市条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（支給要件）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、父若しくは母又は養育者の前年の所得（1月から<u>7</u>月までの手当については、前前年の所得とする。）が愛知県遺児手当支給規則（昭和45年愛知県規則第30号）第3条第2項、第3項、第4項及び第5項に規定する額以上に該当する場合には、支給しない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（手当の支給期間等）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 手当は、毎年<u>8月、12月及び4月の3期</u>にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合における、その期の手当については、支払期月でない月であってもこれを支払うことができる。</p>	<p>（支給要件）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、父若しくは母又は養育者の前年の所得（1月から<u>10</u>月までの手当については、前前年の所得とする。）が愛知県遺児手当支給規則（昭和45年愛知県規則第30号）第3条第2項、第3項、第4項及び第5項に規定する額以上に該当する場合には、支給しない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（手当の支給期間等）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 手当は、毎年<u>1月、3月、5月、7月、9月及び11月の6期</u>にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合における、その期の手当については、支払期月でない月であってもこれを支払うことができる。</p>

豊明市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊明市条例第39号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（家庭的保育事業者等の一般原則）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第2号</u>、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに<u>第16条</u>において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、<u>第7条第1項</u>、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに<u>第17条第1項から第3項まで</u>において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>（1） （略）</p>	<p>（家庭的保育事業者等の一般原則）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第1項第2号</u>、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに<u>第16条第1項</u>において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、<u>次条第1項</u>、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに<u>第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条</u>において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>（1） （略）</p>

(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう\_\_\_\_\_。）を提供すること。

(3) (略)

(新設)

(新設)

(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) (略)

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) ~ (3) (略)

(新設)

(設備の基準)

第28条 (略)

(1) ~ (6) (略)

(7) (略)

ア (略)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

(設備の基準)

第28条 (略)

(1) ~ (6) (略)

(7) (略)

ア (略)



イ (略)

【別記 参照】

ウ～ク (略)

(設備の基準)

第43条 (略)

(1)～(7) (略)

(8) (略)

ア (略)

イ (略)

【別記 参照】

ウ～ク (略)

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

附 則

(施行期日)

第1条 (略)

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日後

イ (略)

【別記 参照】

ウ～ク (略)

(設備の基準)

第43条 (略)

(1)～(7) (略)

(8) (略)

ア (略)

イ (略)

【別記 参照】

ウ～ク (略)

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

附 則

(施行期日)

第1条 (略)

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者(次項において「施設等」という。)が、施行日以後に

家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。

(新設)

家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から \_\_\_\_\_ 起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなけ

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業B型等に関する経過措置)

第4条 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。

(利用定員に関する経過措置)

第5条 小規模保育事業C型にあつては、第35条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

ればならない。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業B型等に関する経過措置)

第4条 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。

(利用定員に関する経過措置)

第5条 小規模保育事業C型にあつては、第35条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

【別記】

現行

階	区分	施設又は設備
2階	(略)	(略)
3階	(略)	(略)

4階以上の階	常用	(略)
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（<u>同条第3項第1号</u>に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u>を満たすものとする。）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>

改正後（案）

階	区分	施設又は設備
2階	(略)	(略)
3階	(略)	(略)
4階以上の階	常用	(略)
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（<u>同条第3項第2号</u>に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u>を満たすものとする。）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>

豊明市ホテル等の建築の規制に関する条例（平成10年豊明市条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） ホテル等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する_____ホテル営業、同条第3項に規定する旅館営業又は同条第4項に規定する簡易宿所営業の用途に供する建築物をいう。</p> <p>（2）～（4） （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） ホテル等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業_____</p> <p>又は同条第3項に規定する簡易宿所営業の用途に供する建築物をいう。</p> <p>（2）～（4） （略）</p>